

別表(第22条, 第27条第3項, 第27条の2及び第28条)

授業科目, メディアを利用して行う授業科目, 年次及び単位数

1. 文化創造学研究科 文化創造学専攻

①日本文化分野

種 類	授業科目の名称	メディアを利用して 行う授業科目	授業を 行う年次	単位		
				必修	選択	自由
講 義	日本語学特講Ⅰ		1・2		2	
	日本語学特講Ⅱ		1・2		2	
	日本文化特講Ⅰ		1・2		2	
	日本文化特講Ⅱ		1・2		2	
	日本文化特講Ⅲ		1・2		2	
	日本文化特講Ⅳ		1・2		2	
	東洋文化特講Ⅰ		1・2		2	
	東洋文化特講Ⅱ		1・2		2	
	言語文化特講～日本語構造～		1・2		2	
	日本語教授法特講Ⅰ		1・2		2	
	日本語教授法特講Ⅱ		1・2		2	
	総合日本語特講Ⅰ		1・2		2	
	総合日本語特講Ⅱ		1・2		2	
	日本語教育実践		1・2		2	
	書道特講Ⅰ		1・2		2	
	書道特講Ⅱ		1・2		2	
	書道特講Ⅲ		1・2		2	
	仮名特論		1・2		2	
	鑑賞特論		1・2		2	
	書道研究Ⅰ		1・2		2	
	書道研究Ⅱ		1・2		2	
	書道研究Ⅲ		1・2		2	
	書写研究		1・2		2	
	文化学特講～日米文化の比較～		1・2		2	
	社会言語学特講～言語と社会～		1・2		2	
演 習	日本語学演習		1・2		2	
	日本文化演習Ⅰ		1・2		2	
	日本文化演習Ⅱ		1・2		2	
	東洋文化演習		1・2		2	
	書道演習		1・2		2	
教職に関する 科目	教育実践特講		1・2		2	
	教材開発特講		1・2		2	
	教材開発研究		1・2		2	
	教育方法特講		1・2		2	
	教育方法研究		1・2		2	
	教育原理特講		1・2		2	
	学校経営特講		1・2		2	
	教育法規研究		1・2		2	
	臨床心理学特講		1・2		2	
	教育経営特講		1・2		2	
	遠隔教育特講		1・2		2	
特別研究	修士論文作成特別研究		1～2	4		

※ 教職に関する科目は, 最大6単位まで修了要件の単位として認める。

※ 専攻科目は講義科目と演習科目とし、教職に関する科目は専攻科目には含めない。

〈教育職員免許状取得希望者〉

中学校教諭専修免許状(国語)の取得に必要な科目は, P46の別表3で確認して単位を修得してください。

高等学校教諭専修免許状(国語)の取得に必要な科目は, P47の別表4で確認して単位を修得してください。

高等学校教諭専修免許状(書道)の取得に必要な科目は, P48の別表5で確認して単位を修得してください。

②英語文化分野

種 類	授業科目の名称	メディアを利用して 行う授業科目	授業を 行う年次	単位		
				必修	選択	自由
講 義	英語学特講Ⅰ		1・2		2	
	英語学特講Ⅱ		1・2		2	
	英語学特講Ⅲ		1・2		2	
	英語学特講Ⅳ		1・2		2	
	英語コミュニケーション学特講Ⅰ		1・2		2	
	英語コミュニケーション学特講Ⅱ		1・2		2	
	英語圏文学特講Ⅰ		1・2		2	
	英語圏文学特講Ⅱ		1・2		2	
	英語圏文学特講Ⅲ		1・2		2	
	英語圏文学特講Ⅳ		1・2		2	
	文化学特講～日米文化の比較～		1・2		2	
演 習	英語学演習Ⅰ		1・2		2	
	英語学演習Ⅱ		1・2		2	
	英語コミュニケーション学演習		1・2		2	
	英語圏文学演習Ⅰ		1・2		2	
	英語圏文学演習Ⅱ		1・2		2	
教職に関する 科目	教育実践特講		1・2		2	
	教材開発特講		1・2		2	
	教材開発研究		1・2		2	
	教育方法特講		1・2		2	
	教育方法研究		1・2		2	
	教育原理特講		1・2		2	
	学校経営特講		1・2		2	
	教育法規研究		1・2		2	
	臨床心理学特講		1・2		2	
	教育経営特講		1・2		2	
	遠隔教育特講		1・2		2	
特別研究	修士論文作成特別研究		1～2	4		

※ 教職に関する科目は、最大6単位まで修了要件の単位として認める。

※ 専攻科目は講義科目と演習科目とし、教職に関する科目は専攻科目には含めない。

〈教育職員免許状取得希望者〉

中学校・高等学校教諭専修免許状(英語)の取得に必要な科目は、P49の別表6で確認して単位を修得してください。